

標本抽出方法

< A 9～14歳 >

母集団 : 全国の市区町村に居住する平成11年4月1日現在満9～14歳の者

標本数 : 3,000人

地点数 : 250市区町村 250地点

抽出方法: 層化2段無作為抽出法

[層 化]

1. 全国の市町村を都道府県を単位として次の11地区に分類した。

(地 区)

北海道地区 = 北海道

東北地区 = 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県

関東地区 = 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県

北陸地区 = 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県

東山地区 = 山梨県, 長野県, 岐阜県

東海地区 = 静岡県, 愛知県, 三重県

近畿地区 = 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県

中国地区 = 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県

四国地区 = 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県

北九州地区 = 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県

南九州地区 = 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように16分類しそれぞれを第1次層として、計46層とした。

- 大都市 (各都市ごとに分類)

(東京都区部, 札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 川崎市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 神戸市, 広島市, 北九州市, 福岡市)

- 人口10万人以上の都市

- 人口10万人未満の都市

- 町 村

(注) ここでいう都市とは、平成10年4月1日現在による市政施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、平成10年3月31日現在住民基本台帳に基づく「全国人口・世帯数表人口動態表」(自治省行政局編)によった。

[標本数の配分及び調査地点数の決定]

地区・都市規模別各層における推定母集団数(平成10年3月31日現在の9～14歳人口)の大きさにより3,000の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が9～14になるように調査地点数を決めた。

[抽 出]

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成7年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成7年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者は、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出した。

<結 果>

以上抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおり。

地区・都市規模別・標本数及び地点数

(注) () 内は地点数

大都市（各都市別）

東京都区部	139 (11)	川 崎 市	24 (2)	広 島 市	27 (3)
札幌市	42 (4)	名古屋市	46 (4)	北九州市	23 (2)
仙台市	23 (2)	京 都 市	28 (3)	福岡市	30 (3)
千葉市	19 (2)	大 阪 市	47 (4)		
横浜市	71 (6)	神 戸 市	34 (3)		

都市規模 地区名	大 都 市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市	町 村	計
北 海 道	42 (4)	40 (3)	22 (2)	33 (3)	137 (12)
東 北	23 (2)	77 (6)	60 (5)	95 (8)	255 (21)
関 東	253 (21)	356 (29)	136 (11)	131 (11)	876 (72)
北 陸		50 (4)	41 (4)	47 (4)	138 (12)
東 山		42 (4)	35 (3)	51 (4)	128 (11)
東 海	46 (4)	136 (11)	58 (5)	64 (5)	304 (25)
近 畿	109 (10)	215 (18)	77 (6)	73 (6)	474 (40)
中 国	27 (3)	75 (6)	38 (3)	50 (4)	190 (16)
四 国		40 (3)	24 (2)	38 (3)	102 (8)
北九州	53 (5)	48 (4)	54 (5)	67 (5)	222 (19)
南九州		66 (5)	41 (4)	67 (5)	174 (14)
計	553 (49)	1,145 (93)	586 (50)	716 (58)	3,000 (250)

< B 9～14歳の子供の保護者>

標本数：3,000人

[対象者の特定]

9～14歳の子供宅を訪問し、その子の母親が在宅していれば、母親を対象者とする。3回以上訪問し、母親が不在の場合、または、母親が存在しない場合は、父親などその他の保護者を対象者とする。